

保険医療機関と保険医療養担当規則等に基づく院内掲示

●明細書に関する事項

医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。
また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。
なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご家族の方にご理解頂き代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

●入院基本料に関する事項

入院基本料を算定するに当たり、厚生労働大臣の定めにより看護要員の配置にかかる情報を提供しています。
一般病棟では、1日に7人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。
・朝9時～夕方17時00分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は5人以内です。
・夕方17時～朝9時00分まで看護職員1人当たりの受持ち数は12人以内です。

療養病棟では、1日に5人以上の看護職員（看護師・准看護師）と、1日に4人以上の看護補助者が勤務しています。なお時間帯ごとの配置は次の通りです。
・朝9時～夕方17時00分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は5人以内です。看護補助者1人当たりの受持ちは20人以内です。
・夕方17時～朝9時00分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は15人以内です。看護補助者1人当たりの受持ちは30人以内です。

●中国四国厚生局長への届出事項に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

【基本診療料】

施設基準	算定開始日	内 容
機能強化加算	令和4年4月1日	在宅時医学総合管理料等、「かかりつけ医」機能を有する診療を行っています。
一般病棟入院基本料急性期一般入院料4	令和6年10月1日	一般病棟では入院患者10人に対し1人以上の看護職員を配置しています。 また、院内感染防止対策、医療安全管理対策、褥創対策に係る体制を整備しています。
地域包括ケア病棟入院料1	令和6年10月1日	入院患者13人に対し、看護職員1名以上を配置し、看護職員の7割以上が看護師で在宅等へ退院するものの割合が72.5%以上です。
救急医療管理加算	令和2年4月1日	休日又は夜間における救急医療の確保のための診療をおこなっています。
診療録管理体制加算3	平成27年7月1日	適切な診療記録の管理を行う体制を満たしています。
療養環境加算	平成18年7月1日	法令に定められた医師、看護要員を配置し、病床の面積（1床あたり平均8平方メートル以上）などの環境に関する基準を満たしています。
療養病棟療養環境加算1	平成19年2月1日	1病室につきベッド数は4床以下であり、病床（1床あたり6.4㎡以上）、病棟（16㎡）の床面積を確保しています。また、基準に適合した機能訓練室・食堂・談話室・特殊な浴室があります。
医療安全対策加算2	平成22年7月1日	医療事故防止に努め医療の質の向上のため管理・指導を行う医療安全管理部門を設置しています。
医療安全対策地域連携加算2	平成30年5月1日	医療安全対策についての医療機関間の連携体制を整備しております。
感染対策向上加算3	令和7年1月1日	感染防止対策部門を設置し、組織的な感染防止対策に取り組んでいます。
連携強化加算		感染対策向上加算1に係る届出を行った保険医療機関と連携をとって感染防止対策に取り組んでいます。
サーベイランス強化加算		地域のサーベイランスに参加しています。
データ提出加算1	平成29年1月1日	診療報酬の請求情報、手術の実施状況等の診療の内容データを継続して厚生労働省に提出しています。
入退院支援加算1	令和6年10月1日	入退院支援及び地域連携業務を担う部門を設置しています。
総合機能評価加算		65才以上の該当患者様に、基本的な日常生活能力、認知機能、意欲等の総合的な評価を行っています。
認知症ケア加算3	令和2年4月1日	研修を受けた看護師を配置し、認知症高齢者に対して悪化防止など必要な認知症ケアを行っています。
せん妄ハイリスク患者ケア加算	令和2年4月1日	せん妄リスクの確認及びせん妄対策を行うにつき必要な体制が整備されています。

【特掲診療料】

施設基準	算定開始日	内 容
がん性疼痛緩和指導管理料	平成22年4月1日	緩和ケアの経験を有する医師を配置しております。
二次性骨折予防継続管理料1・2・3	令和4年4月1日	大腿骨近位部骨折に対する手術後、骨粗鬆症の計画的な評価及び治療を行う体制を整備しています。
ニコチン依存症管理料	平成29年6月1日	禁煙を望まれる患者様に、医師が医学的管理のもと禁煙を指導します。
がん治療連携指導料	平成23年10月1日	がんの種類・治療法ごとの地域連携診療計画により連携医療機関と共有体制を整備しています。
検査・画像情報提供加算及び 電子的診療情報評価料	平成28年4月1日	広島県内のネットワークのもと、安全な電子的な診療情報の評価を実施しています。
別添1の「第14の2」の1の(3)に 規定する在宅療養支援病院	令和4年10月1日	24時間往診・訪問看護が可能な体制をとっています。
在宅時医学総合管理料及び 特定施設入居時等医学総合管理料	平成20年4月1日	在宅及び特定施設又は特別養護老人ホームにおいて療養を行っておられる患者様で通院が困難な方に対し同意に基づく計画的な医学管理の下に月2回以上の定期的な訪問診療を行います。
在宅がん医療総合診療料	平成22年5月1日	在宅がん医療を提供するにつき必要な体制の整備、緊急時の入院体制を整備しております。
CT撮影及びMRI撮影	平成24年9月1日	16列以上64列未満のマルチスライス型のCT機器を使用しています。
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)	令和1年9月1日	医師の指導管理の下、理学療法士・作業療法士が患者様の個々の症例に応じて機能訓練を行います。機能訓練室は281.38㎡あり、各種機械、器具を設置しています。また、定期的にカンファレンスを行っています。
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	令和1年9月1日	医師の指導管理の下、理学療法士・作業療法士が患者様の個々の症例に応じて機能訓練を行います。機能訓練室は252.28㎡あり、各種機械、器具を設置しています。また、定期的にカンファレンスを行っています。
呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	令和1年9月1日	
(医科点数表第2章第10部手術の 通則5及び6に掲げる手術)	平成20年4月1日	当該手術の令和6年(1月-12月)の実施件数を掲示しています。 手術名 人工関節置換術 13件
(医科点数表第2章第10部手術の 通則の16に掲げる手術)	平成26年4月1日	胃瘻造設術を実施した症例数が1年間に50未満である旨を届出ております。
胃瘻造設時嚥下機能評価加算	平成26年7月1日	胃瘻造設前に嚥下造影または内視鏡嚥下機能検査による嚥下機能評価を実施し、その結果に基づき胃瘻造設の必要性等について、十分な説明及び相談を実施しております。
麻酔管理料(Ⅰ)	平成23年10月1日	麻酔科医による、閉鎖循環式全身麻酔・脊椎麻酔等の提供及び管理がされます。
保険医療機関間の連携による病理診断	平成28年9月1日	他の機関の十分な経験のある病理医との連携を結び、病理診断を行っています。
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	令和6年6月1日	医療従事者の賃金の改善を図る体制作りを計画的にを整えた旨を届け出ています。
入院ベースアップ評価料33	令和6年10月1日	

【入院時食事料に関する事項】

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。入院されている方の食事にかかる費用は入院時食事療養費として保険給付されますが、標準負担額として一部自己負担していただく必要があります。

区 分	自己負担額
一般の方	510円/食
難病及び小児慢性特定疾病の方	300円/食
低所得Ⅱ	240～190円/食
低所得Ⅰ	110円/食

※住民税非課税世帯の方は、市町村長の発行する減額認定証を当院窓口にご提示ください。

【入院時生活療養に関する事項】

療養病床に入院する65歳以上の方の食費と居住費は、入院時生活療養費として保険給付されますが、標準負担額として一部自己負担していただく必要があります。

区 分	自己負担額	
	食費	居住費
一般の方	510円/食	370円/日
低所得Ⅱ	240～190円/食	370円/日
低所得Ⅰ	140～110円/食	370円/日

※住民税非課税世帯の方は、市町村長の発行する減額認定証を当院窓口にご提示ください。

※病状の程度、治療の内容により、入院時食事療養費と同額の自己負担額となります。

●保険外併用療養費に関する事項

健康保険では、保険が適用されない保険外診療があると医療費の全額が自己負担となります。ただし、厚生労働大臣の定める「評価療養」と「選定療養」については、保険診療との併用が認められており、通常の治療と共通する部分の費用は、一般の保険診療と同様に扱われ、その部分については一部負担金を支払うこととなり、残りの額は「保険外併用療養費」として健康保険から給付が行われます。

当病院では、以下の「選定療養」が対象であり、保険外診療分については自己負担していただいております。

【180日を越える入院に関すること】

通算入院期間が180日を超えた場合、一部負担金以外に入院基本料の15%、1日につき2,000円(税別)を自己負担していただきます。

疾病の状態によっては該当しない場合もありますので、対象の方にはご連絡します。

【特別の療養環境の提供(差額ベッド代)に関すること】

差額病室に係る設備・サービスおよび料金は下表の通りです。(使用された電話料金は別途請求いたします。)

部屋番号	部屋	設 備	金 額
207号 208号	個室	電話 冷蔵庫 ミニキッチン シャワー トイレ	6,050円/日(税込)
212号 217号	個室	電話 冷蔵庫 トイレ	4,400円/日(税込)

●保険外負担に関する事項

療養の給付と直接関係のないサービス等においては、それにとまなう費用を自己負担していただいております。

【予防接種に関するもの】

肺炎球菌ワクチン予防接種(免除対象年齢者以外)	8,800円/回(税込)
肺炎球菌ワクチン予防接種(免除対象年齢者)	3,000円/回 注1
インフルエンザワクチン予防接種(65歳未満)	3,850円/回(税込)
インフルエンザワクチン予防接種(65歳以上)	1,600円/回 注2
はしか(麻疹)ワクチン予防接種	6,600円(税込)
B型肝炎予防接種1連	注3

注1 非課税世帯、生活保護受給者等の証明書を持参の場合費用負担免除となります

注2 非課税世帯、生活保護受給者等の証明書を持参の場合費用負担免除となります

注3 検査、薬剤、接種回数等により料金が異なります。受付にてお問い合わせ下さい。

【文書に関するもの】

院内書式の診断書	2,200円	医療費支払証明書	1,100円	肢体障害者診断書・意見書	8,800円
死亡診断書	5,500円	おむつ使用届	1,100円	生命保険、簡易保険障害診断書	8,800円
死亡診断書(2通目様式)	3,300円	装具証明書	1,100円	受診状況等証明書(障害年金用)	2,200円
生命保険、簡易保険診断書	4,400円	特定疾患意見書	4,400円		
自賠責保険診断書	5,500円	国民年金診断書(肢体の障害用)	8,800円		
〃 明細書	1,100円	厚生年金診断書(肢体の障害用)	8,800円	※税込価格です。	

【その他に関するもの】

以下の項目については、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。また以下の項目のほかに衛生材料費・日用雑貨等、実費の負担が必要な場合があります。詳しくは受付にてご確認ください。

《オムツ類》			アテント Mサイズ	1袋	2,900円	《雑貨品》			ティッシュ		1箱	100円
ウルトラ尿取りパッド	1袋	800円		アテント Lサイズ	1枚	100円	イヤホン	1個	240円	綿棒		1箱
	1枚	40円	《貸し出し品》		1袋	3,200円	食事用エプロン	1枚	1,400円	ゆかた(死亡退院時)		1着
はくパンツ(M)	1袋	1,900円		《サポーター類》	1枚	130円	テーブルナップ	1個	170円	杖用ゴムチップ		1個
	1枚	100円	シャンプー		1本	440円						
はくパンツ(L)	1袋	1,700円	痴呆着(オーバーオール)	1日	200円	ボディーソープ	1本	460円	サポーター(膝)		1枚	600円
	1枚	110円	病衣(手術時以外)	1日	100円	歯ブラシ	1本	150円	保温サポーター(M)		1足	460円
ビックパッド	1袋	2,000円	付き添い寝具	1日	150円	歯磨き粉	1本	100円	保温サポーター(L)		1足	560円
	1枚	70円				T字カミソリ	1本	60円	※税別価格です。			
フラットタイプ昼用	1枚	1,100円										
	1枚	40円										

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

【業者委託に関するもの】

私物洗濯代(業者名:ワタキユウセイモア) 月額 7,134円(税込)	理髪代(業者名:神辺理容院) 1,500円～3,500円(税込)
------------------------------------	----------------------------------

【カルテ開示等に関するもの】

カルテ等資料のコピー代ほか、文書料等ご依頼内容によりご請求しております。詳しくは受付にてご確認ください

コピー代	1枚	50円
------	----	-----

